平成２６年１１月吉日

**給与と外注費の区分**

法人税の税務調査において「外注費について給与では？」という指摘が何社かでありました。どうも税務調査時の重点調査項目になっているようです。税務署側から見て、外注費を否認し給与と認定した場合、①源泉所得税徴収もれ、②消費税過少申告（注）に持ち込めるためです。

給与と外注費の違いをまとめましたのでご参考にしてみてください。

（これら判断基準を総合的に勘案して給与か外注費を判定します。）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　 | 判断基準 | 給与 | 外注費 |
| 1 | 契約 | 雇用契約 | 請負契約 |
| 2 | 報酬 | 月給、日給、時給 | 成果物の対価 |
| 3 | 請求書 | 不要 | 必要 |
| 4 | 拘束 | 就業規則により時間的拘束を受ける | 始業、終業等の拘束を受けない |
| 5 | 材料・用具の供与 | 会社が所有し供与 | 本人が所有し、調達 |
| 6 | 指揮監督 | 受ける | 受けない |
| 7 | 完成品の滅失 | 作業した分は給与として受給できる | 完成引渡ししないと請求できない |
| 8 | 会社の福利厚生 | 受けることができる | 受けることはできない |
| 9 | 通勤手当 | あり | なし |
| 10 | 制服等の貸与 | あり | なし |

（注）消費税が過少申告となる理由

　　　１．外注費は消費税課税で、給与は消費税不課税である。

　　　２．消費税課税の支出が増加すると、消費税納税額は減少する。

（本則課税の場合のみ）